



島根県報

平成20年 1 月 4 日 (金)

第 1,945 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 1

土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 1

公 告

収去飼料の試験結果の概要 (農 畜 産 振 興 課) 3

告 示

島根県告示第 1 号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成20年 1 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 者		実施する事業	事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 ほっと大東	雲南市大東町新庄 283番地 1	介護予防通所 介護	デイサービス ほっ と	雲南市大東町新庄 283番地 1	平成19年 11月 3 日

島根県告示第 2 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年 1 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

松江市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

東津田 E

(3) 指定の区域

別図に示す区域(「別図」は省略し、島根県松江県土整備事務所及び松江市役所において一般の縦覧に供する。)

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

ア 急傾斜地の崩壊

赤谷A、赤谷B、赤谷C、赤谷D、荒木A、荒木B、伊源谷、石組A、石組B、石組C、植地A、植地B、後谷A、後谷B、後谷C、後谷D、臼木谷A、臼木谷C、臼木谷D、臼木谷E、臼木谷F、臼木谷G、臼木谷H、臼木谷I、臼木谷J、内石上A、内石上B、内石上C、内石上D、内石上E、内石上F、内石下A、内石下B、内石下C、内石下D、内石下E、内石下F、内石下G、馬ノ原、江田下A、江田下B、江田住宅、恵比寿通り、大津A、大津B、岡本A、岡本B、岡本C、岡本D、檜田、上内谷A、上内谷B、上内谷C、上内谷D、上内谷E、小原A、小原B、小原C、小原D、小原E、小原F、小原G、小原H、小原I、小原J、小原K、小広瀬A、小広瀬B、小広瀬C、笹山A、笹山B、笹山C、三出原A、三出原B、三出原C、三出原D、下道川上A、下道川上B、下道川上C、下道川上D、下道川上E、下道川上F、下道川下A、下道川下B、下道川下D、下道川下E、下道川下F、下道川下H、下道川下I、正下地、城山、諏訪、竹ノ原A、竹ノ原B、竹ノ原C、竹ノ原D、谷口A、谷口B、谷口C、玉田B、千原A、千原B、千原C、茶屋A、茶屋B、茶屋C、茶屋D、蔦木A、蔦木B、出合原A、出合原B、出合原C、出合原D、出合原E、土井ノ原A、土井ノ原B、土井ノ原C、土井ノ原D、栃原、戸村A、戸村B、長尾原A、長尾原B、長尾原C、中村A、中村B、中村C、七村A、七村B、七村C、七村D、野田A、野田B、野田C、能登A、能登B、能登C、能登D、萩原B、萩原C、萩原D、萩原E、半田A、日の里、三葛A、三葛B、三葛C、三葛D、三葛E、三葛F、三葛G、三葛H、道川元組A、道川元組B、道川元組C、道川元組D、道川元組E、道川元組F、道川元組G、道川元組H、道谷上A、道谷上B、道谷上C、道谷上D、道谷上E、道谷下A、道谷下B、道谷下D、道谷下E、都谷A、都谷B、持三郎A、持三郎B、元組A、元組B、元組D、元組E、矢尾A、矢尾B、矢尾C、矢尾D、矢尾E、矢尾F、矢尾G、矢尾H、矢尾I、山根上A、山根上B、山根上C、山根上D、山根上E、山根上F、山根下、和共A、和共B、和共C、和共D、和共E、和共F、和共G、和共H、和共I、和又A、和又B

イ 土石流

アシ谷川、荒木谷川、家ヶ谷川、伊源谷川A、伊源谷川B、石組A、石組B、石組C、石組D、石谷川A、石谷川B、石谷川C、石谷川D、石谷川E、板山谷川、入江谷川、植地A、植地B、植地谷川、牛尾谷川、後谷川A、後谷川B、後谷川C、後谷川D、臼木谷ノ谷A、臼木谷ノ谷B、臼木谷ノ谷C、臼木谷ノ谷D、臼木谷ノ谷E、内石川A、内石川B、内石川C、江田川A、江田川B、江田川C、大溢谷川、大賀杭川、大谷川、岡本谷A、岡本谷B、岡本谷C、奥後谷川B、奥迫谷川、押ヶ谷川、落合A、落合B、落合C、落合D、落合E、カゲヤブ川、檜田、上内谷川A、上内谷川B、加令谷川、神原谷川、清谷川A、清谷川B、清谷川C、清谷川D、清谷川E、清谷川F、清谷川G、小赤谷川、コウロク谷川、小ガラ谷川、小迫谷川、小原A、小原B、小原C、小原D、小原E、小原G、小原H、小原I、小原J、小原K、小広瀬川A、小広瀬川B、小広瀬川C、笹山A、笹山B、三出原A、三出原B、三出原C、三の谷川、清水A、清水B、下江田川、下道川上ノ谷A、下道川上ノ谷B、下道川上ノ谷C、下道川下ノ谷A、下道川下ノ谷B、下道川下ノ谷C、下道川下ノ谷D、下道川下ノ谷E、下道川下ノ谷F、下道川下ノ谷G、下道川下ノ谷H、背戸山谷川、滝ヶ谷川、竹ノ原A、竹ノ原B、竹ノ原C、谷口A、谷口B、谷口C、谷口D、谷口E、田原川A、田原川B、田原川C、千原谷川、蔦木川A、蔦木川B、蔦木川C、蔦木川D、蔦木川E、積木谷川、出合原A、出合原B、出合原C、出店溢谷川、ドイ谷川、栃原A、栃原B、戸村ノ谷、中村ノ谷A、中村ノ谷B、中村ノ谷C、中村ノ谷D、中村ノ谷E、七村ノ谷A、七村ノ谷B、七村ノ谷C、七村ノ谷D、七村ノ谷E、七村ノ谷F、ナメラ谷川、二ノ谷川、二の谷川A、二の谷川B、野田ノ谷A、野田ノ谷B、野田ノ谷C、能登A、能登B、能登C、萩原谷A、萩原谷B、蜂巢谷川、八三谷A、八三谷B、半田ノ谷、火の谷川A、火の谷川B、平石谷、平三谷川、広瀬A、広瀬B、深山谷川、マトバ谷川、三葛A、三葛B、三葛C、三葛D、三葛E、三葛F、三葛G、道川A、道川B、道川C、道川D、道川F、道川G、道川H、道川I、道川J、道川K、道川L、道川M、道川N、道川O、宮ヶ谷川、都谷川、虫ヶ谷下、持三郎ノ谷、元組A、元組B、元組C、元組D、元組E、元組川A、元組川B、元組川C、元組川D、元組ノ谷A、元組ノ谷B、元組ノ谷C、矢尾ノ谷A、矢尾ノ谷B、矢尾ノ谷C、矢尾ノ谷D、矢尾ノ谷E、矢尾ノ谷F、矢尾ノ谷G、矢尾ノ谷H、山根上A、山根上B、山根

上 C、山根上 D、良士谷川、和共 A、和共 B、和共 C、和共 D、和越谷川、和又川 A、和又川 B

(3) 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第 7 項の規定により平成19年10月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成20年 1 月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	その他の 検査 (水分:%)	
島根県大田市 新生飼料(株)山陰工場	同左	テリデール	19年 10月	15.0	3.7	7.2	4.3	0.31	0.59	10.1	
		アミノビーフ	19年 10月	10.3	2.2	3.8	2.7	0.21	0.32	40.2	
島根県飯石郡飯南町 AST飼料合理化セ ンター	同左	AST11号	19年 10月	15.6	2.9	4.8	6.2	0.93	0.73	12.3	
		東の原11号	19年 10月	17.1	3.1	6.4	4.9	0.42	0.58	11.4	